

## 下仁田町企画課公式 Facebook 運用ポリシー

Facebook を通じた情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないよう、下仁田町企画課地域振興係が運営する公式アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

### 1 目的

この運用ポリシーは、下仁田町公式 Facebook の運用に関する事項を定めることを目的とします

### 2 基本方針

企画課では、ふるさと納税や町の取り組みなどの行政情報のほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、公式アカウントを取得し、情報発信を行います。

### 3 公式ページ

ページアカウント ふるさと SHIMONITA\_official

ページ URL <https://www.facebook.com/FURUSATOSHIMONITA/>

#### 4 ページの運用者

運用責任者 下仁田町企画課長

運用担当者 下仁田町企画課地域振興係職員

### 5 ページの管理者および編集者

管理アカウント 下仁田町企画課

編集アカウント ふるさと SHIMONIA\_official

### 6 運用方法

#### (1) 発信内容

- ① ふるさと納税に関連した情報、町の取り組み、行政情報、緊急情報等
- ② 企画課から何らかの手段で町民等に情報提供したもの
- ③ その他企画課長が適当と認めるもの

#### (2) 発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

#### (3) 発信する上での留意点

- ① 地方公務員法をはじめとする関係法令および町職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守します。
- ② 町民等に誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。
- ③ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

#### (4) コメントへの対応

コメント、メッセージに対しての返信や「いいね！」は必要に応じて回答を行います。ただし、運用者がすべての投稿を閲覧し投稿に対して回答することを保証するものではありません。

(公式 Facebook では情報発信のみを行うものとし、利用者からのコメントに対しての返信は原則として行わないものとします。また、公式 Facebook 以外の Facebook およびアカウントへのコメント、シェア、「いいね」機能の使用およびお気に入りページへの登録はしません。ただし、政府機関、他自治体等の Facebook へは適宜コメント等する場合があります。)

#### (5) なりすましへの対応

企画課は、町の公式 Facebook のリンクを町ホームページに掲載し、なりすましでないことを証明します。また、なりすましを発見した場合は、町ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

### 6 禁止事項

当ページをご利用いただく際は、以下の内容の投稿はご遠慮ください。また、投稿内容が以下に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部又は、一部を削除することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反している内容又は、違反する恐れがある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 人権を侵害する内容
- (4) 特定の個人、企業、国、地域等を誹謗中傷する内容
- (5) 虚偽や事実と異なる内容
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的とした内容
- (7) 著作権、商標権、肖像権など当連盟又は、第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (8) 本人の承諾のない個人情報の特定・開示・漏えいなどの内容
- (9) 有害なプログラム
- (10) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (11) 発信内容と無関係な内容
- (12) その他当ページの運営上、不相当と判断した内容

### 7 免責事項

- (1) 町は町民等が公式 Facebook の掲載情報を利用し、または信用したことにより、町民または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 町は町民等により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- (3) 町は町民等間若しくは町民等と第三者間のトラブルによって町民等または第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 町は上記(1)～(3)のほか、公式 Facebook に関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) 町は、この運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。

## 8 意思決定

情報発信については、原則として、所属長の決定を必要としない。ただし、町の公式見解として政策や意見を発信するもの、町民に回答を求めるものは、所属長の決裁を必要とする。

### 附 則

この運用ポリシーは、平成30年6月1日から施行します。

この運用ポリシーは、令和3年5月13日から施行します。